



ひとり親家庭のお母さん・お父さんの資格取得を応援します



＜大館市ひとり親家庭自立支援給付金事業＞ 高等職業訓練促進給付金のご案内



ひとり親家庭の父または母が資格取得を目指して修学している期間について給付金を支給し生活の負担軽減を図ります。

- 1. 対象者** 大館市にお住まいの20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母または父で、次の①～⑤のすべてに該当するかた
- ① 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準であること
 - ② 修業年限1年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれること
 - ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
 - ④ 過去に高等職業訓練促進給付金の受給をしていないこと
 - ⑤ 高等職業訓練促進給付金と同趣旨の求職者支援制度等の他制度の給付を受けていないこと

- 2. 対象資格** 修業期間1年以上 の下記いずれかの資格

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士 ⑥作業療法士
- ⑦歯科衛生士 ⑧美容師 ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師
- ⑫その他大館市が地域の実情に応じて定める資格



- 3. 給付金の種類、支給期間及び支給額**

○給付金の種類・支給期間

高等職業訓練促進給付金 支給申請を行った月から、修業期間修了まで(上限48か月)

※ただし、平成30年4月1日から訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格取得のために養成機関で修業する場合は、通算36か月を上限として支給する

修了支援給付金 修業期間修了後に支給

※准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関で修学する場合は、看護師養成機関修了日以後に支給する

○支給額

	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	100,000円/月	70,500円/月
修了支援給付金(1回限り)	50,000円	25,000円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額40,000万円を増額し支給します。

※所得審査の対象となる年度の1月2日以降に転入された場合は、課税状況に関わらず一律70,500円/月となります。

- 4. 問い合わせ、申請先**

大館市福祉事務所 子ども課 児童相談係

〒017-0897 大館市字三ノ丸103番地4

電話 0186-43-7054(直通)



Hachikun